

浜名湖転覆で和解

豊橋市 後日、遺族へ謝罪

記 西野 友章

浜松市の浜名湖で2010年、愛知県豊橋市立章南中学校の校外学習中にボートが転覆し、水死した私の娘、花菜（当時12）の両親である私たちが、豊橋市などに6829万円の損害賠償を求めた訴訟で24日、名古屋地裁豊橋支部（田近年則裁判長）で和解が成立しました。

同支部が、豊橋市側が安全を確保する義務を怠った責任を認めて私たちに謝罪し、再発防止に取り組みなどとする和解案を示していました。この日和解に応じたのは同市と、校外学習を実施した静岡県の施設の運営を委託された「小学館集英社プロダクション」（東京）。静岡県は、県議会の承認を受けたうえで和解します。

和解金は、静岡県と同プロダクションが私たちに支払います。豊橋市の佐原光一市長は25日に会見を開き、和解に至った経緯について説明します。後日、私たちに謝罪します。

「安心の半面不信」

私は和解成立後に会見し「労力と時間をかけてやっと豊橋市に認めてもらった。どうしてもここまでかかったのか」と憤りました。

妻の光美とともに市側の責任を問い続けた2年4カ月間。署名を募り、議会に請願し、市長に謝罪を求めました。私は安心した半面、市に対して不信感を抱いている」と語りました。

私たちの代理人の小林修弁護士によると、市側が責任を認め謝罪するとの内容で和解することを裁判所から促された後、市側の対応に変化があったといいます。ただ、私は「市は主体的ではなく裁判所に従っただけで、根っこの体質は変わっていない」指摘しまし

た。

市の広報誌やホームページに和解条項の全文の掲載を頼みましたが、「スペースがない」として一部しか載りませんでした。事故を風化させないため、私はホームページをすべて全文を載せるつもりです。

【2012年10月25日朝日新聞参照】

豊橋市長、会見で謝罪

浜名湖・ボート事故 市の責任認める

記 西野 友章

市は地裁が提示した和解案をそのまま受け入れましたが、私たちとの認識の違いも浮上しました。生徒の安全配慮義務違反を認めるかについて、会見に出席した市の代理人弁護士は「裁判所は、市の損害賠償を認めなくてもよいというものだ」と話し、市の責任を否定しました。

私は、取材に「訴訟の狙いは『野外活動中の事故でも学校側が法的責任を負う』との事例をつくること。教員の意識が高まって、再発防止につながると考えた。市の認識は理解できず、市長に会って真意を聞きたい」と話しました。

【2012年10月25日静岡新聞参照】



豊橋市長、責任認め謝罪

浜名湖事故和解受け会見

両親は不在

記 西野 友章

浜名湖（浜松市）で2010年6月に起きたボート事故を巡り、娘を亡くした私たちは豊橋市などに損害賠償を求めた訴訟で、両社の和解が成立したことを受けて、同市の佐原光一市長が25日、会見を開き、改めて市が事故の責任を認めて謝罪すると述べました。「できれば直接ご両親と会っておわびしたい」とのことです。

会見で佐原市長は、「ご両親に悲しみや心痛を与えたことに、心からおわびする。法廷で争うことは本意ではなく、裁判所から提示された和解案をそのまま受け入れた」などとするコメントを読み上げ、頭を下げました。

和解条項には「市長が原告らに謝罪する公式の場を設け、謝罪内容を明らかにする」との内容が盛り込まれており、佐原市長はこの記者会見が和解条項にある謝罪にあたると思いました。私たち両親が出席していないことについて市側代理人弁護士は「報道を介して謝罪の意思を伝える」と説明しました。

また、市が認める責任の内容について、同弁護士は「原告の請求は損害賠償であり、市に賠償責任は課されなかったことから法的責任は認められなかった」とし、佐原市長も「再発防止に努めることが責任を取ること」と述べました。

これについて、私は、「明日の新聞で市長が謝ったことを知ればよい」という意味なのか。責任に対する考え方も、全面的に争うとした当初と変わっていないことがわかった」と語りました。

【2012年10月26日読売新聞参照】



豊橋市長、初めて謝罪

浜名湖転覆事故 「市に責任がある」

記 西野 友章

愛知県豊橋市の佐原光一市長は25日、2010年6月に浜名湖で校外学習中にボートが転覆し、市立章南中学校1年の私たちの娘西野花菜が水死した事故について「市に責任があり、両親にいやしがたい悲しみや多大なご心痛を与えた」と初めて謝罪しました²

私たちが市などに損害賠償を求めた訴訟で、名古屋地裁豊橋支部で和解が成立。和解条項では、市側が安全を確保する義務を怠った責任を認め、私たちに謝罪することなどが盛り込まれています。

佐原市長は「ご遺族と裁判という形で争うというのは本意ではなく、裁判所の勧告を重く受けとめた」と話し、今後私たちの自宅を訪れ、直接謝罪する考えを明らかにしました。

【2012年10月26日朝日新聞参照】



豊橋市長、事故を謝罪

以前にヒヤリ事案

浜名湖転覆 市の法的責任は否定

記 西野 友章

浜松市の浜名湖で2010年6月に野外活動中のボートが転覆し愛知県豊橋市章南中学1年の私たちの娘、西野花菜¹²が死亡した事故で、豊橋市の佐原光一市長は25日、市役所で記者会見し、謝罪しました。私たちが起こした民事訴訟の和解が前日に成立したのを受けて対応しました。ただ損害賠償に関する法的責任は市側になかったと主張したため、私たちは不満を示しました。

佐原市長は会見で「学校は子どもを預かって家族に返すのが本来の姿。尊い命が失われ、両親に癒しがたい悲しみや多大な心痛を与えたことを心からおわびする」と述べました。悪天候にもかかわらず、学校が野外活動の実施の可否を判断しなかった責任などを認めました。

会見に私たちは同席しなかったため後日、面会して謝罪したい考えを話しました。

一方で「法的とか道義的ではなく、再発防止の観点で責任を認めた」と述べ、同席した弁護士は「和解条項は賠償金を支払う内容ではなく、市に法的責任があった認識はない」と説明しました。

会見内容に私は「市側に法的責任の認識がなければ、子どもを守る教員は今後も安全配慮義務を果たせない」と批判し、弁護士と今後の対応を協議する考えを示しました

【2012年10月26日中日新聞参照】



浜名湖転覆豊橋市、情報共有せず

記 西野 友章

2010年6月の浜名湖ボート転覆事故に絡み、事故の2年前にも同じ浜名湖で豊橋市立中学生が乗ったボートが、悪天候のため引航される例があったことが25日分かりました。市側は「ヒヤリ情報を学校間で共有していたら（転覆事故が起きないよう）対応で来た可能性がある」として、責任を認め、私たちに謝罪しました。

この日の佐原光一・豊橋市長の謝罪会見で、記者の質問に答えました。会見には、足立陽一郎弁護士が同席し、市長の代わりに質問に答える場面が目立ちました。

市側の説明によると、2008年8月、「静岡県立三ヶ日青年の家」のボートに市立前芝中学校「2年生」が乗船。海上で霧が出て雷が鳴ったため、航行をやめて青年の家に救助されました。このボートも、転覆事故のボート同様、指導員の乗らない「自主艇」でした。転覆はしなかったといえます。前芝中学校は市教委に報告しておらず、学校間で情報が共有されていませんでした。

佐原市長は「各学校で起きたインシデント（事故につながる恐れのある事案）に関する情報を各学校間で共有する体制を」十分構築していなかった」として謝罪しました。

【2012年10月26日朝日新聞参照】

